

学校徴収金等口座振替手続きについて（ご案内）

箕面市立小中学校では、お子様の学校活動で必要となる経費のうち、保護者様にご負担いただく給食費・教材費等のいわゆる「学校徴収金等」を、口座振替（引落し）により徴収しています。

1. 振替口座について

(1) 口座振替のお手続きについて

- ・ 箕面市立小学校(当該中学校区)に在籍し、学校徴収金等の口座振替をしており、引き続き同口座からの振替を希望される場合は振替口座手続の必要はありません。
- ・ 当該中学校区の箕面市立小学校以外から転入等により箕面市立中学校に進学されるかたは、取扱金融機関で口座振替手続をお願いします。
【金融機関窓口への提出期限】令和5年（2023年）2月28日（火）（土日祝除く）
- ・ 口座振替依頼書は箕面市立小中学校のほか、箕面市教育委員会事務局学校事務センター、池田泉州銀行箕面市内の各支店窓口でも配布しています。

(2) 現在の登録口座を変更する場合について

- ・ 口座振替依頼書を変更先の取引金融機関窓口へご提出ください。銀行手続き上、約2か月後から引落口座が変更となります。変更前の口座に対する手続きは不要ですが、変更した口座からの引落としができるまでは口座の解約をしないようお願いいたします。
- ・ 口座名義変更をされた際は、口座振替依頼書の再提出が必要です。金融機関での口座名義変更手続き後に、新しい名義で記載した口座振替依頼書を金融機関窓口へご提出ください。

(3) 取扱金融機関について

- ・ 池田泉州銀行もしくは三井住友銀行
- ・ 上記の金融機関であれば、市内外問わずどの支店の口座でも可能です。

2. 学校徴収金等の口座振替について

(1) 振替日について

- ・ 原則6月～翌年3月まで、毎月9日に振替します。
- ・ 振替の日程は、入学後に学校からお知らせいたします。
- ・ 残高不足により引落としができなかった場合は、27日に再度、振替を行いますので、指定する期日までに登録口座へご入金をお願いいたします。
- ・ 再振替でも引落としができなかった場合は、児童手当または就学援助費（受給者のみ）から徴収する場合があります。

(2) 振替内容について

- ・ 給食費、教材費、宿泊学習等に伴う積立金、スポーツ振興センター災害共済掛金、PTA会費、部活動費などの費用が対象です。
- ・ 費目や金額などの詳細は、入学後に学校からお知らせいたします。

《問い合わせ先》 箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局
学校生活支援室 学校事務センター
箕面市西小路4-6-1 箕面市役所別館3階34番窓口
電話：072-724-6779（直通）

箕面市学校徴収金 預金口座振替依頼書
兼 児童手当にかかる学校給食費等の徴収等に関する

記入見本

取扱金融機関
箕面市長 宛
箕面市教育長

私は、箕面市学校徴収金を下記預金口座から口座振替によって支払うことを了承し、約定を確認のうえ依頼します。

私は、児童手当法第21条第2項の規定に基づき、当該児童生徒、同一世帯のきょうだいに係る学校徴収金に未納が生じた場合、その費用に代り、箕面市長から支給を受ける児童手当の額から、本払口座から本払に充てる旨を申し出ます。なお、本申出書は、申出の届として扱われ、児童手当の支給に在籍している間、効力を有するものとします。(児童)

※ボールペン

児童生徒	学校名	記入日		令和●●年●●月●●日
	箕面市立 ●●小学校/中学校	フリガナ	ミノオ	モミジ
		名前	箕面 もみじ	
		生年月日	平成●●年●●月●●日	ご記入日
申込者 (保護者・児童手当受給者)	フリガナ	ミノオ イチロウ		児童手当を受給している保護者のかたのお名前をお願いします。
	名前	箕面 一郎		
	住所	〒562-●●●● 箕面市●●●●●丁目●●-●● △△号室		
	電話番号	(●●●●) ●●●●-●●●●		
				印 印

児童手当は、子どもの健やかな成長に役立てられることを目的に給付されています。そのため、児童手当法では学用品費や給食費等の学校徴収金を口座振替に設定されています。学校徴収金に未納が生じた場合には、児童手当から学校徴収金の支払いに充てさせていただきます。

姓と名の間は1マス空ける。

いずれかを記入

該当するところに○

口座番号を右詰めで記入 (右詰めで記入下さい)

金融機関	銀行	池田泉州	三井住友	支店コード	●●●	預金種目	普通	口座番号	0123456
	口座名義人	フリガナ	ミノオ	ハナコ	本店	○	普通		
	名前	箕面 花子		支店	○				
									金融機関お届出印 印

上記申込者以外のかたでも構いません。

取扱金融機関 (池田泉州銀行・三井住友銀行のいずれかに限る。)

- 一 約定 一
- 銀行に請求書が送付されたときは、貴行において、私に通知することなく、振替指定日に指定口座から納付書等の記載金額を振替納付してください。
 - 預貯金の払出手続については、普通預金規定にかかわらず、小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書等の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
 - 振替後は、領収書の発行は不要です。
 - 指定口座の残高が振替日において納付書等の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却しても異議ありません。
 - この口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合は、私に通知することなく解除されても異議ありません。
 - この口座振替契約を解除する場合には、私から貴行及び箕面市教育委員会へ通知します。
 - この口座振替の取り扱いについて、万一紛議が生じても貴行には迷惑をかけません。

金融機関で照合しますので、はっきりと押印してください。2枚目にも押印

箕面市使用欄	(受付印)	
照合	入力	取扱者

複写の用紙3枚とも、金融機関窓口へご提出ください。